

## 訪問看護利用料 介護保険(※令和6年度介護報酬改定版)

訪問1回毎に算定 (基本の利用料)

所要時間	訪問看護利用料	予防訪問看護
20分未満	314単位※	303単位※
30分未満	471単位※	451単位※
30分以上 60分未満	823単位※	794単位※
1時間以上1時間30分未満	1128単位※	1090単位※

\* ご本人の介護保険負担割合によって、1回の料金が異なります

加算について (訪問毎に算定・基本の利用料に付随し加算されます)

早朝(6時～8時)	単位数×25%増	
夜間(18時～22時)	単位数×25%増	
深夜(22時～6時)	単位数×50%増	
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分を超える訪問看護を行った場合	300単位
複数名訪問看護加算 30分未満	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合	254単位
複数名訪問看護加算 30分以上	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合	402単位
サービス提供体制加算	訪問毎・6単位	

月1回算定・その他

緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	600単位※
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500単位
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、週3日以上点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250単位
初回加算	初めて訪問看護を行った月 もしくは前回訪問看護より2か月間訪問看護を受けていない場合	300単位※(退院・退所の翌日以降の訪問) 350単位※(退院・退所日の訪問)
退院時共同指導加算	病院、老健施設に入院・入所中の方が退院・退所の際、訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合 (算定時、初回加算はなし)	600単位
ターミナルケア加算	利用者の死亡前の14日に2日以上ターミナルケアを行った場合	2500単位※